

安全安心情報

平成30年中の特殊詐欺被害は **3億8千万円** を突破!

主な被害は…

ハガキの例

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

管理番号(わ)251

取り下げ最終期日 平成31年×月××日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関●丁目○番×号

消費者相談窓口 03-〇〇〇〇-××××
受付時間9:00~18:00(日・祝日を除く)

被害の中心は架空請求詐欺!

※ 架空請求詐欺とは、架空の事実をかたりだます詐欺

その手口は…

突然、あなたの手元にこのようなハガキやメールが届き…。それは詐欺の入口!

架空請求詐欺被害の特徴は…

- 有料サイト等メール 32.7%
- ハガキ 32.7%
- その他(電話・不明) 34.6%
- 繰り返しだまされ、1千万円以上もだまし取られた人もいます。

メールの例

有料動画の未納料金が発生しています。本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行します。■■■■

■■■■サポートセンター

03-■■■■

防犯対策

- 電話、メール、ハガキで金銭の請求があったら、家族や警察にすぐ相談しましょう。
- 防犯機能付き電話、留守番機能を活用しましょう。